

○ふるさと勝浦市わがまち応援寄附による団体への支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝浦市（以下「市」という。）に対する個人からの寄附金のうち、その使途として団体を指定して寄附された寄附金（以下「団体指定寄附金」という。）の取扱い及び当該寄附の指定を受けた団体に対して市が行う支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体指定寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金の使途として団体を指定して市に寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、ふるさと勝浦市わがまち応援寄附申込書（別記第1号様式）又は募集により受け付けるものとする。

2 市長は、寄附金の申込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと認められる場合は、受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(団体指定寄附金の不返還)

第3条 市長は、次に掲げる理由により寄附者が指定した団体（以下「指定団体」という。）に支援金を交付しない場合、又は返還させた場合であっても、既に納付された団体指定寄附金は寄附者に返還しない。

(1) 指定団体から第13条の規定による支援金交付申請書の提出がなかったとき。

(2) 第13条の規定による支援金交付申請書の提出の際、指定団体が第7条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 第20条第1項各号のいずれかに該当することにより、指定団体が支援金の交付決定の取り消しを受けたとき。

(4) 指定団体に対し、第 21 条第 1 項の規定による支援金の返還を命じたとき。

(供給接待等の禁止)

第 4 条 指定団体は、寄附者に対して供給接待をし、又は金銭若しくは返礼品その他の物品を供与してはならない。

(寄付金台帳等の作成)

第 5 条 市長は、団体指定寄附金の適正な管理を図るため、ふるさと勝浦市わがまち応援寄附金台帳（別記第 2 号様式）を作成するものとする。

(寄附金の額)

第 6 条 寄附金は、2,000 円以上とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(支援金の交付対象)

第 7 条 支援金の交付対象となる団体は、主たる事務所又は事業所が勝浦市内に所在するものであって、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。

(1) 営利を目的としていないこと。

(2) 法令や公序良俗に反する活動をしていないこと。

(3) 勝浦市暴力団排除条例（平成 23 年勝浦市条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員等若しくはこれらの者と密接な関係を有する者が所属する団体でないこと。

(4) 宗教的活動をしていないこと。

(5) 政治的活動をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は適当でないと認める団体に対しては、支援金を交付しないことができる。

(団体の登録)

第 8 条 支援金の交付対象団体として登録を受けようとする団体は、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金交付対象団体登録申請書（別記第 3 号様式）及び誓約書（別記第 4 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の団体について、前条に規定する要件を満たしていると判断できた場合には登録するとともに、市ホームページ、市広報誌等により公表するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第1項に規定するふるさと勝浦市わがまち応援支援金対象団体登録申請書に記載した内容に変更が生じた場合又は前条に規定する要件を満たすことができなくなった場合は、その内容を市長に報告するものとする。

（登録の辞退）

第9条 登録団体が当該登録を辞退する場合には、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金登録団体辞退届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消等）

第10条 登録団体に定款及び規約の違反等ふさわしくない事象が発生した場合又は第7条第1項に規定する要件を満たさなくなった場合には、市長は登録を抹消するものとする。

（支援金の対象経費）

第11条 支援金の交付の対象経費は、登録団体の活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公益に資する事業に要する経費
- (2) 社会貢献を行う分野の事業に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、市長が適切でないと認める経費については、支援金の交付の対象経費としない。

（支援金の額等）

第12条 支援金の額は、団体指定寄附金の額に100分の70を乗じて得た額を限度として交付する。ただし、支援金の額の算出にあたり、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 団体指定寄附金の額から前項の規定により、指定団体へ交付した支援金の

額を減じて得た額の使途については、市長が決定するものとする。

- 3 指定団体から次条の規定による支援金交付申請書の提出がなかった場合における団体指定寄附金の使途については、市長が決定するものとする。

（支援金の交付申請）

第13条 指定団体は、市長が指定する期日までに、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支援金の交付及び交付額を決定し、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金交付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、支援金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援金の請求及び交付）

第15条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた指定団体（以下「交付団体」という。）は、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、年1回、支援金を交付するものとする。

（実績報告）

第16条 交付団体は、支援金の交付を受けた日が属する会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該会計年度の決算報告書
- (2) 当該会計年度における写真等を含めた活動の様子が分かる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(支援金の繰り越し)

第17条 交付団体は、交付された支援金に余剰金が生じたときは、支援金の交付を受けた日が属する会計年度が終了する日までに、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金繰越申出書（別記第10号様式）を市長に提出することで、翌会計年度に限り繰り越すことができるものとする。

2 前項の規定により繰り越した金額については、翌会計年度が終了したときに、前条の規定に準じて実績報告を行うものとする。

(公表の方法)

第18条 市長は、支援金の交付状況及び第16条の規定による実績報告について、市ホームページ、市広報紙等により公表するものとする。

(調査等)

第19条 市長は、交付団体が第7条第1項に規定する要件を満たしていること又は交付された支援金の使途の確認に関する調査のため、当該団体に資料の提出を求め、又は関係機関へ照会することができる。

(支援金の交付決定の取り消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 支援金を第11条第1項に規定する経費以外に使用したとき。
- (3) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により交付団体に通知するものとする。

(団体への支援金の返還)

第 2 1 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る支援金が既に支払われているとき又は第 1 7 条の規定により翌会計年度に繰り越した金額がある場合において、翌会計年度終了時に繰り越した金額に余剰金が生じるときは、交付団体に対し、期限を定めて当該取り消しに係る支援金の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還を命じるときは、ふるさと勝浦市わがまち応援支援金返還通知書（別記第 1 2 号様式）により交付団体に通知するものとする。

（その他）

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。